

東栄町の交付金申請断念にかかる損害賠償訴訟の取り下げについて
原告団声明

私たちは本日2023年4月26日、東栄町の交付金（厚労省の国民健康保険調整交付金）申請断念にかかる損害賠償訴訟の裁判を取り下げた。

裁判を取り下げる理由は、2023年3月22日付をもって、東栄町が、交付金1億8264万5000円の交付が決定した旨の通知を愛知県知事から受領したためである。

私たちは、2021年11月8日の提訴から、東栄町長が、もともと交付金の申請を予定しながら、その交付要件を満たさない新・診療所の設計を行い、愛知県の問い合わせで交付要件を満たさないことが発覚した後も、要件に見合うような設計の見直しを行わず、「ブレーキの壊れた自動車のように」新築工事に踏み切った注意義務違反行為につき、新たな証拠を加えながら主張してきた。

なぜ、いま、交付金の申請が認められたのか。

住民監査請求から提訴、そして6回におよぶ準備手続きを重ねてきた約1年半を振り返るとき、申請の断念を決めたはずの東栄町、そして交付要件を満たさないと指摘してきた国・愛知県が、必要な条例の制定、国・国会議員への要請、要件の解釈変更、設計図面内の機能変更などを強かに推し進めてきたことが理解できる。

すなわち今回、私たちの住民訴訟をテコとして、町・県・国が協力し合い、必死で努力すれば、交付金が得られるという経験は、行政と私たち国民にとっても、たいへん大きな意義をもつと考える。

私たち原告は、これまで国民の税金を大切にしてほしい、東栄町は国・県の交付金申請を諦めないでほしい、交付金を活用して町の医療を充実してほしい、という一念で、この住民訴訟に取り組んできた。交付決定の理由はともあれ、今回の交付金交付の決定を喜ぶものである。そして、この交付金を少しでも東栄町の医療充実のために活用していただきたいと願うものである。

以上